

第3期

桜井市

子ども・子育て  
支援事業計画

概要版



令和7年3月  
桜井市



# I 計画策定に当たって



## 1. 計画策定の趣旨

- 近年の少子化の進行に加え、共働き世帯の増加と核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子どもの権利を守り、子どもの主体性を育むことを踏まえ、親がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者目線での子育て支援が重要となります。国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の子どもと保護者への対応、また児童虐待の防止対策やヤングケアラーに対する支援も必要とされています。
- 教育・保育事業の量と質及び子育て支援事業の更なる充実と、子どもたちが健やかにたくましく成長できる様々な面での環境整備のため、第2期計画の理念を引き継いだ「第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」と言う。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、総合計画などの上位計画や関連計画と整合性のとれた内容とします。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」（令和5年3月31日厚生労働省通知）に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」については、桜井市が推進する子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

## 3. 計画の期間

第3期計画は、令和7（2025）年度を初年度とする令和11（2029）年度までの5か年とします。本計画と一体的に策定される「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」も同計画期間とし、今後の国及び市を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても子ども・子育て会議などでの審議を経て、必要な見直しを行っていくこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期桜井市子ども・子育て支援事業計画					第3期桜井市子ども・子育て支援事業計画				

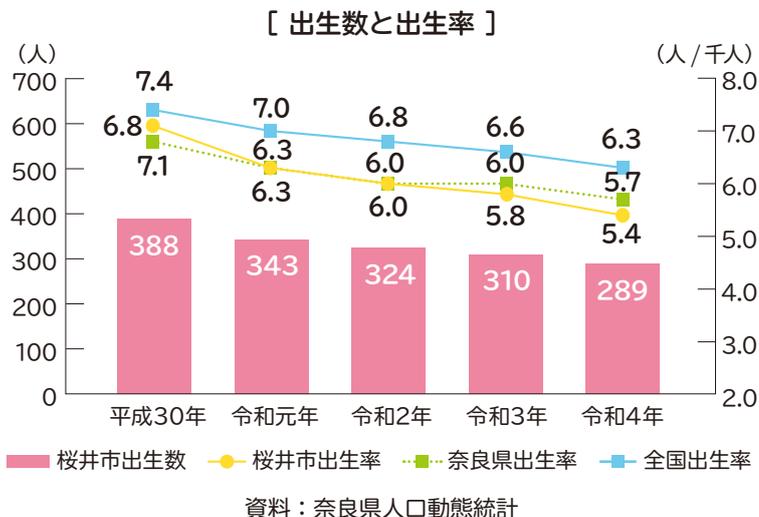


## Ⅱ 子ども・子育てを取り巻く状況



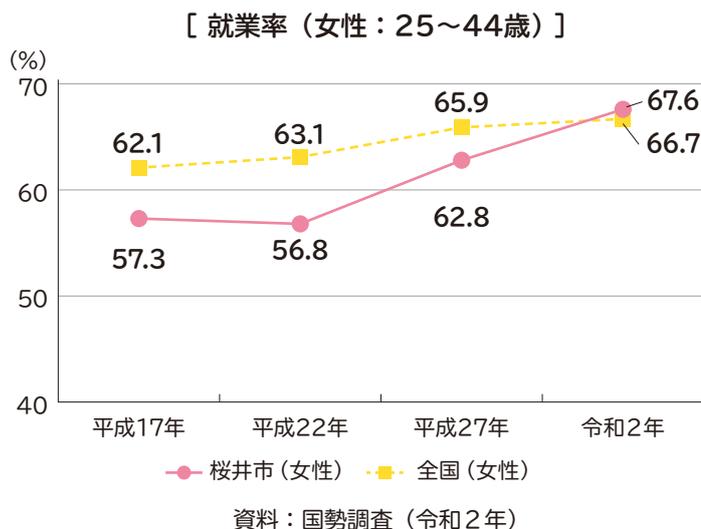
### 1. 出生の状況

出生数・出生率ともに、減少傾向となっています。令和3～4年の出生率は、全国、県平均よりも低くなっています。



### 2. 女性の就業状況

女性の子育て世代（25～44歳）の就業率をみると、増加傾向となっており、令和2年には全国平均を上回っています。



桜井市においては、少子化傾向にあります。女性の就業率の高まりや核家族化などによって保育ニーズは高まっており、同時に子育てへの不安や仕事との両立への悩みも多くなっています。教育・保育のサービス提供体制や保護者を支援する相談体制の整備・充実が求められています。

#### 第3期計画をめぐる様々な留意点

- ◆ “子どもの最善の利益”を尊重した教育・保育・子育て支援の推進
- ◆ 放課後児童健全育成事業の充実
- ◆ 障害のある子どもに対する支援の充実
- ◆ 子育てへの男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆ 安心・安全な子育て環境の充実
- ◆ 保育ニーズの高まりへの対応
- ◆ 児童虐待防止対策の充実
- ◆ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- ◆ 帰国子女や外国人の子どもなどへの支援
- ◆ すべての子どもが平等に夢を持てるための支援



# Ⅲ 基本理念と施策体系



## 1. 第3期計画の基本理念

### 子育て満開のまち さくらい

### ～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

第1期計画及び第2期計画においては、「子どもの視点に立った支援」・「切れ目のない支援」・「地域社会全体による支援」という基本的な視点のもとに、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子ども親も笑顔で健やかに成長できるまちづくりを推進してきました。

第3期計画においてもこの基本理念を継承し、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたいと思えるまちとなることを目指します。

## 2. 計画の基本目標

基本理念を実現するため、基本的な視点を踏まえつつ、次の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標 1

質の高い教育・保育や多様な子ども・子育て支援を受けることができる環境づくり

- 乳幼児期の教育・保育や子育て支援の量的確保と質的改善を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ることが重要です。
- 小学校教育と連携し、学童期・思春期における教育施策の充実を図ります。また、子どもや子育て家庭の状況、地域の実情を踏まえた、多様な子ども・子育て支援事業の展開をめざします。

### 基本目標 2

安心して子どもを産み、育てるための環境づくり

- 妊娠から出産、子育て期まで切れ目ない相談支援体制や環境づくりを進めることが必要です。
- 母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に向けた体制の充実を図ります。また、子どもの発達段階に応じた食育や、思春期保健対策等の施策・事業を展開します。

### 基本目標 3

地域みんなで子育てを見守り、支えあう環境づくり  
すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり

- 地域社会を構成するさまざまな主体が、子ども・子育て支援に関わることが重要です。
- 課題を抱える家庭や子どもを適切な支援につなげられていない状況があり、既存の支援制度をその対象となる人や支援を必要とする人に確実に届けるための体制づくりを推進します。
- 社会全体が、子育て中の保護者の思いを受け止め、寄り添い、支えることができるよう、地域での子育て支援体制の充実を図ります。また、社会的支援の必要性が高い子どもや家庭へのきめ細かな支援、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

### 3. 施策体系

#### 基本理念

子育て満開のまち さくらい  
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～



#### 基本的な視点

- 子どもと子育て当事者の視点に立った支援
- 切れ目のない支援
- 地域社会の協働による支援



#### 基本目標 1

質の高い教育・保育や多様な子ども・  
子育て支援を受けることが  
できる環境づくり

##### 施策・事業

- ①乳幼児期における教育・保育施策
- ②多様な子ども・子育て支援
- ③経済的負担の軽減
- ④学童期・思春期における教育施策

#### 基本目標 2

安心して子どもを産み、  
育てるための環境づくり

##### 施策・事業

- ①妊娠・出産の安全性の確保
- ②子どもの健やかな成長
- ③食育の推進

#### 基本目標 3

地域のみんで子育てを見守り、支えあう環境づくり  
すべての子どもが健やかに成長できる環境づくり



##### 施策・事業

- ①地域での子育て支援体制の充実
- ②子どもの貧困対策の推進
- ③ひとり親家庭への支援
- ④障害のある子どもを持つ家庭への支援
- ⑤児童虐待防止等に向けた取り組みの推進
- ⑥ワーク・ライフ・バランスの推進

## IV 量の見込みと確保方策



### 1. 就学前児童への教育・保育事業の量の見込みと確保方策

就学前児童への教育・保育事業については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	提供施設（確保方策）
1号	3～5歳	保育の必要性に該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性に該当	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業

#### ● 計画期間中の量の見込みと確保方策

（単位：人）

認定区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳）	推計値		340	340	339	337	323
	確保方策		773	773	773	773	773
2号認定（3～5歳）	推計値		715	715	713	708	679
	確保方策		919	919	919	919	919
3号認定	（0歳）	推計値	106	106	108	110	111
		確保方策	152	152	152	152	152
	（1歳）	推計値	174	169	169	171	173
		確保方策	198	198	198	198	198
	（2歳）	推計値	205	199	199	201	203
		確保方策	259	259	259	259	259

- 【1号認定】現在、市内には幼稚園が7か所（公立5、私立2）、認定こども園は2か所（私立2）あります。引き続き、1号認定の子どものための施設の確保と教育内容の充実に取り組みます。
- 【2号認定】現在、市内には保育所は9か所（公立4、私立2、地域型保育3）、認定こども園は2か所（私立2）あります。共働き世帯の増加や教育・保育の無償化による保育ニーズの高まりを受け止めるため、今後も適切なサービスの提供に努めます。
- 【3号認定】2号認定同様、保育ニーズの高まりを受け止めるため、保育士の確保などにも努め、今後も適切なサービスの提供に努めます。

### 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じて計画に記載し実施する事業であり、次の19事業が定められています。

事業名		令和11年度における確保方策	事業の概要
(1) 利用者支援事業	基本型	2か所	子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。
	こども家庭センター型	1か所	
(2) 地域子育て支援拠点事業		14,601人	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。国が定める開設日数などの実施形態を満たす必要があります。

事業名		令和11年度における確保方策	事業の概要
(3) 妊婦健康診査		延3,297回	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導や妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		271人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う事業です。
(5) 養育支援訪問事業		6人	育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭での適切な養育を確保する事業です。
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ	400人日	ショートステイとは、病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（乳児院等）で子どもを預かる事業です。 また、トワイライトステイとは、保護者が仕事などにより平日の夜間又は休日不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その児童を児童養護施設などにおいて保護し、生活指導、夕食、入浴の世話などを行う事業です。
	トワイライトステイ	150人日	
(7) ファミリー・サポート・センター事業	小学生（低学年）	350人日	子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人からなる地域での子育てを相互援助する会員組織です。
	小学生（高学年）	100人日	
(8) 一時預かり事業	①幼稚園在園児対象	57,500人日	幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、つどいの広場、ドレミの広場、認定こども園などにおいて、一時的な預かりを行う事業です。
	②幼稚園在園児対象以外	1,920人日	
(9) 延長保育事業		1,422人	保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所・認定こども園などで保育を実施する事業です。
(10) 病児・病後児保育事業		780人日	子どもが発熱等の急な病気になったときや、その回復期において、保護者の都合などで家庭での保育ができない場合に、専用施設において一時的に保育を行う事業です。
(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）		680人	保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供し、健全育成を図る事業です。
(12) 子育て世帯訪問支援事業		26人日 （量の見込み）	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。
(13) 児童育成支援拠点事業		事業実施時に 設定します	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。
(14) 親子関係形成支援事業		事業実施時に 設定します	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。今後、サービス提供を含めた事業内容を検討していきます。
(15) 妊婦等包括相談支援事業		862回 （量の見込み）	妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付とともに本事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、伴走型相談支援として、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		9人日 （量の見込み）	令和8年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3歳未満の児童を対象としています。

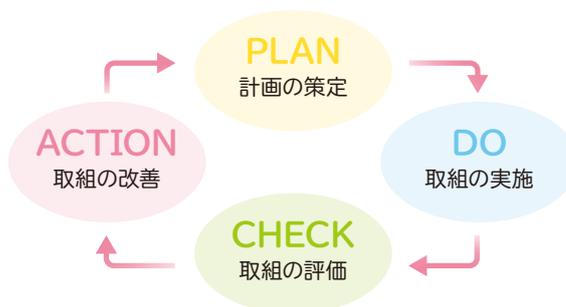
事業名		令和11年度における確保方策	事業の概要
(17) 産後ケア事業	宿泊型	56人日 (量の見込み)	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います。実施方法は、宿泊により休養の機会を提供する「宿泊型」、施設において日中、来所した利用者を実施する「デイサービス型」、担当者が利用者の自宅に赴く「アウトリーチ型」があります。
	デイサービス型	90人日 (量の見込み)	
	アウトリーチ型	10人日 (量の見込み)	
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		—	低所得で生計が困難な家庭の子どもや多子家庭に対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。 桜井市では、低所得者に対する新制度幼稚園、保育所、認定こども園の副食費免除の制度に準じ、新制度未移行幼稚園を利用する施設等利用給付認定保護者に対しても、副食費免除を実施しています。
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業		—	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援、及び小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を行う事業です。 桜井市では、令和7年度から地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を予定しています。

## V 計画の推進体制



- 子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。
- 子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制を構築し、様々な子育て支援に積極的に取り組みます。
- 保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、NPO やボランティア団体などの子育て支援団体の育成を図りながら、地域での子育て支援を進めます。  
また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。  
加えて、社会福祉協議会については、地域の福祉活動の中心となる存在でもあることから、積極的な連携を推進するとともに、地域における子どもの貧困対策に共に取り組む体制づくりについて協議・検討を進めます。
- PDCA サイクルにより、数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証します。また、各種事業や施策の進捗状況、事後の達成度・取組状況を評価することで、事業や施策の更なる展開や見直しにつなげるものとします。

### PDCAサイクルによる計画の評価と改善



## 第3期 桜井市子ども・子育て支援事業計画 (令和7～11年度)

### [概要版]

発行：令和7年3月 編集・企画：桜井市 こども家庭部 こども政策課

